

生活環境の整備（生活環境、防犯・防災体制）

障害のある人が住み慣れた地域で、自立した生活を営みながら、社会参加の促進を図るためには、安心してまちに出かけられる生活環境の整備が必要です。

そのため、ユニバーサルデザインの考えに基づき、すべての人が利用しやすい道路、公共交通機関、公共施設などの整備、改善を促進していきます。

また、災害時における地域でのサポート体制の強化も求められています。

1 共生のまちづくりの総合的支援

【現状と課題】

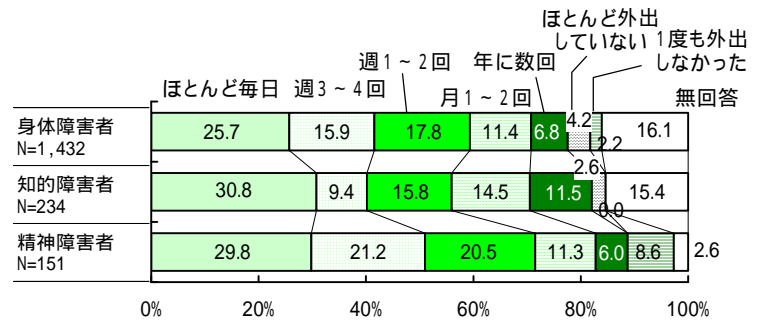
山梨県では、心身に障害のある人や高齢者が、家族や近隣の人々とともに住み慣れた地域において生活し、積極的に社会経済活動に参加できる社会の実現を目指して、平成5年に「山梨県障害者幸住条例」を制定しています。その後も幸住条例の理念を継承し、平成16年に策定されました「新たなやまなし障害者プラン」においても、バリアフリーのまちづくりを進めています。

障害のある人の積極的な社会参加を促すためのきっかけとなるのは、外出時におけるバリアを取り除くことです。

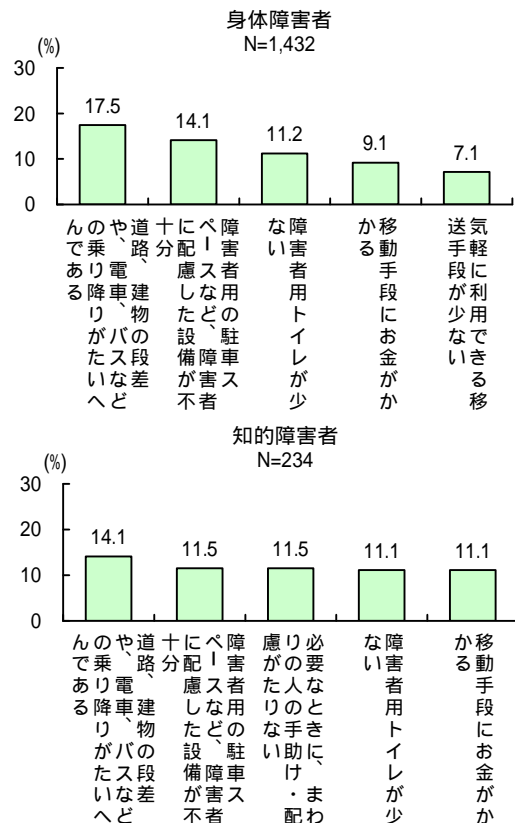
障害者アンケートによる外出状況は、「ほとんど毎日」が知的障害者で3割と高くなっていますが、身体障害者や精神障害者は2割台にとどまり、「ほとんど外出していない」や「1度も外出しなかった」が知的障害者比べて高くなっています。【図3-1】

また、外出時における不便な点として、身体障害者、知的障害者ともに「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」への回答が最も多くなっています。また、「障害者用の駐車スペースなど、障害者に配慮した設備が不十分」についても身体障害者、知的障害者ともに2番目に多い回答

【図3-1 外出頻度】



【図3-2 外出時の不便な点(上位5項目)】



となっています。この他、身体障害者では、「障害者用トイレが少ない」「移動手段にお金がかかる」「気軽に利用できる移送手段が少ない」など、設備や移動交通手段についての意見が多くなっています。【図3-2】

これらの点から、公共施設や道路などの段差を解消することや交通手段の充実を図るなどの移動や外出をスムーズにするための具体的な取り組みが必要です。

また、こうしたバリアフリーへの取り組みは、障害のある人だけでなく、高齢者をはじめ、市民の誰もが住みやすいまちづくりにつながります。そこで、福祉のまちづくりに対する市民の理解と協力を求めるための啓発活動も必要になっています。

特に身体の障害においては、移動手段の確保は重要といえます。障害者自立支援法では、地域支援事業の移動支援事業として車両を使った移送支援をはじめ、自立支援給付では、自己判断能力が制限される障害のある人に対して、行動に必要な支援や外出を支援する行動援護事業を推進しています。

これらの動きに伴って、障害のある人の外出に必要な支援を把握し、適切なサービス提供を図れるよう検討していく必要があります。

【施策の方向】

○公共施設の整備促進

- (1) 既存の公共施設にスロープ、障害者専用駐車場、案内標識、点字案内板等を、多くの市民が利用する施設から順次、整備できるよう各関係機関に働きかけます。
- (2) 新しく公共施設等を建築する際は、障害のある人も利用しやすい施設とするために、設備等に関する意見を取り入れる機会を拡大していきます。

○民間施設の整備啓発

- (1) 「ハートビル法」、「山梨県障害者幸住条例」、「新たなやまなし障害者プラン」の周知に努め、医療機関や金融機関等の不特定多数の人が利用する公共性の高い施設について、障害のある人が利用しやすいような施設整備の推進を指導します。

○道路環境の整備

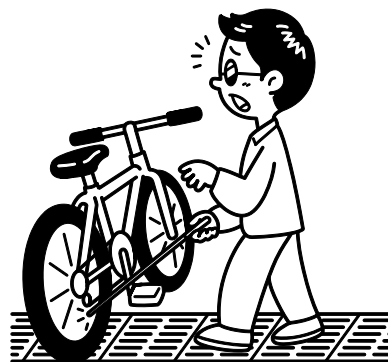
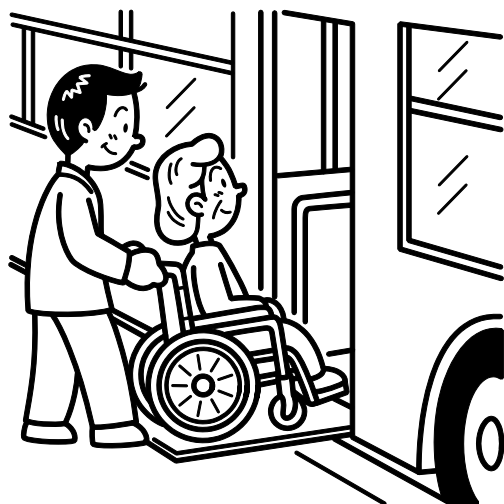
- (1) 障害のある人の歩行の安全を確保するため、歩道段差の解消、案内・誘導装置の設置等、道路の安全面の整備に努めます。また、道路上の看板、放置自転車などの通行障害を解消し、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを推進していきます。
- (2) 交通弱者用信号機やガイドチャイムなどの設置について、公安委員会などへ積極的に働きかけます。
- (3) 障害のある人の移動において、障害となる道路上の物品、看板、違法駐車等の排除を関係機関に申し入れるとともに、モラル向上を目的とした啓発を行なうなど、市民に協力を求めます。

○屋外施設、設備の整備

- (1) 障害のある人の屋外における活動範囲を拡大するために、公園の整備時には、障害者用トイレ等の設置を推進していきます。
- (2) 鉄道駅舎（改札口、ホーム等）の改善、バス・電車の改良など、公共交通機関の改善を関係機関に要望します。

○移動環境の整備

- (1) 障害のある人の生活圏拡大のため、外出の際利用するタクシーの運賃を助成する福祉タクシー事業の充実を図ります。
- (2) 車いす等の障害のある人に対し、リフト付き車両の貸し出しを行うことにより移動手段の確保をし、生活範囲の拡大を図ります。
- (3) 障害のある人の社会参加を含めた中で、鉄道、バス、国内空港運賃等の各種料金等の軽減について、より一層充実するよう国・関係機関に要請していきます。
- (4) 身体障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、自動車の免許を取得したのに対し、その費用の一部を補助する自動車運転免許取得費助成事業の充実を図ります。
- (5) タクシー会社に、寝台・車いすに対応したリフト付タクシーの導入を働きかけます。
- (6) 障害のある人の移動支援としての運賃等の助成や割引制度について周知を図り、利用促進に努めます。
- (7) 移動の際の福祉有償運送サービスの周知を図り、サービスの利用を推奨します。



2 住宅環境の向上

【現状と課題】

障害のある人もない人と同様、可能な限り居宅での生活を営むことのできる環境にあることが望まれます。しかし、身体の障害によっては、住宅での生活にも不便が生じるケースは少なくありません。障害の種類に応じた住宅で生活できている障害のある人の世帯は、必ずしも多いとはいえない状況であり、場合によっては介助者への負担にもつながっています。居宅での生活を快適にし、また、介助者の負担を軽減する意味でも、住宅改修の重要性は高いといえます。

そのため、住宅改修のニーズを把握し、住宅改修に関する相談や補助制度について啓発を行っていく必要があります。また、経済的な問題や、持ち家ではない場合に改築が不可能になってしまうなどの問題に対しては、公的な住宅の充実を図ることで一部解決することが予想されることから検討が必要です。

【施策の方向】

○障害のある人向けの住宅の確保

- (1) 市営住宅の建設に際しては、ユニバーサルデザインに基づいて、段差の解消や手すりの設置など障害のある人等が生活できる設備を備えた住宅の確保に努めます。また、県営住宅などの公共住宅の建設にあたっては、障害のある人向けの住宅の確保を要望していきます。
- (2) 公営住宅への優先入居を、引き続き県に強く働きかけると同時に、入居申請の簡素化についても要望していきます。
- (3) 社会福祉法人や医療法人等による民間住宅等を利用したグループホーム及びケアホームが開設できるよう支援します。

○住宅改修に関する相談・啓発

- (1) 広報誌などを通じて、住宅改修補助制度についての周知を図り、利用を促進します。
- (2) 主に共同住宅等の建築・管理業者に対し、障害への正しい理解と住宅改修について、窓口や事業組合を通じて啓発します。
- (3) 障害のある人の居室及び浴室等住宅整備に伴う相談体制を充実します。

3 防犯・防災体制の整備

【現状と課題】

日常生活における安全の確保には、犯罪から身を守るための防犯と、地震や水害などの自然災害から身を守るための防災の2つの視点があります。

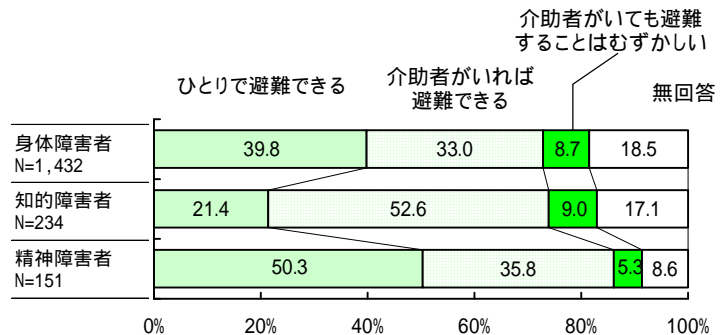
阪神・淡路大震災からは11年が経ち、平成16年には新潟県中越地震が発生し、障害のある人や子ども、高齢者などの避難の際に、救助の手が届かなかったり、避難所での生活が困難であったりと、災害時要援護者の被害状況がクローズアップされています。

障害者アンケートにおける災害時の避難状況は、「ひとりで避難できる」との回答が、半数を占めているのは精神障害者のみで、身体障害者及び知的障害者では半数を割っています。特に、知的障害者では2割にとどまっており、「介助者がいれば避難できる」が過半数を占めています。【図3-3】

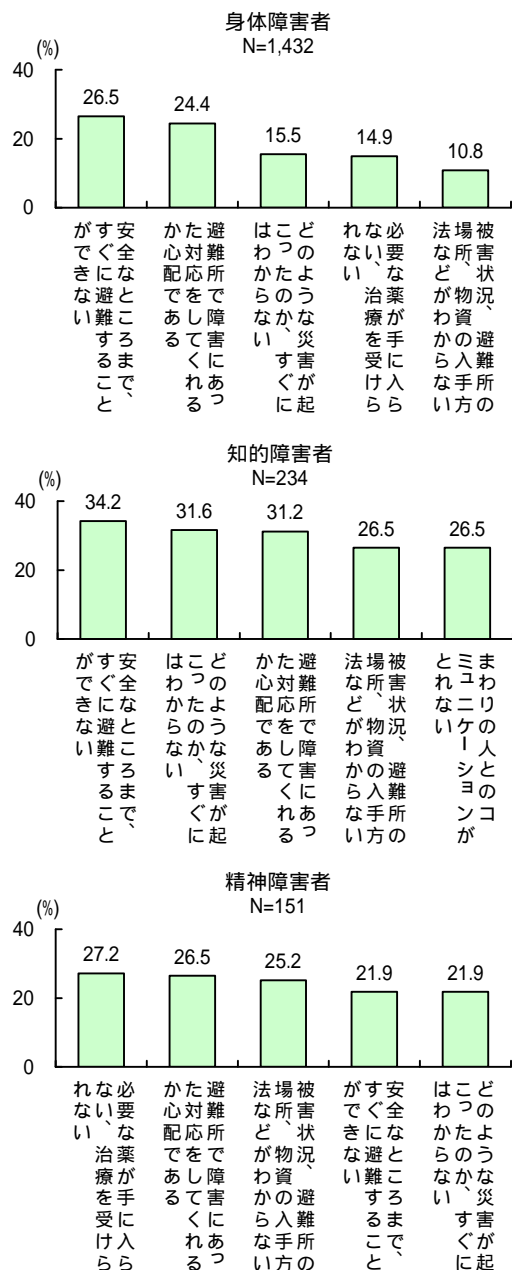
災害発生時に困ることは、身体障害者と知的障害者では、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が1位になっており、次いで、順位は前後するものの「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」が上位に挙がっています。また、精神障害者においても同項目が上位5項目となっているため、ほぼ類似の傾向ではありますが、特徴的なこととして、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が1位になっていることが挙げられます。【図3-4】

このような結果も踏まえ、避難所での生活の対応や、避難方法など、自主防災組織をはじめとした地域組織の具体的な対応を検討し、進めていくことが重要です。

【図3-3 災害時における避難状況】



【図3-4 災害時困ること(上位5項目)】

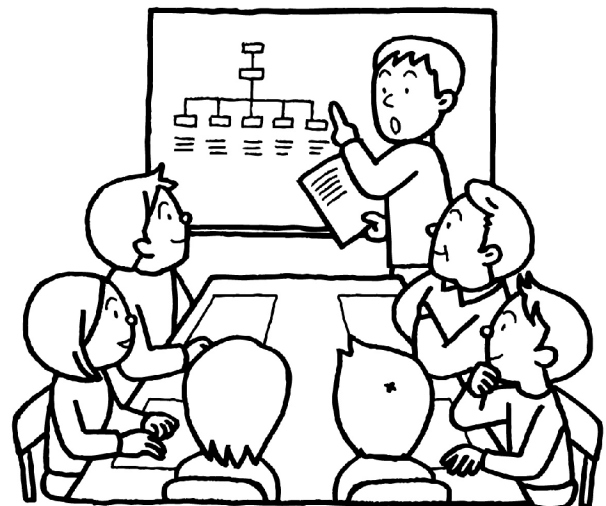
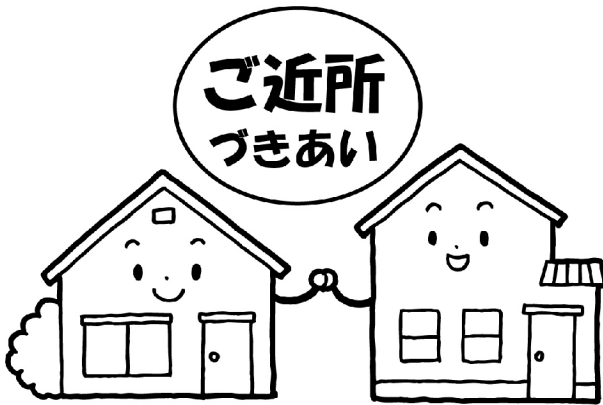
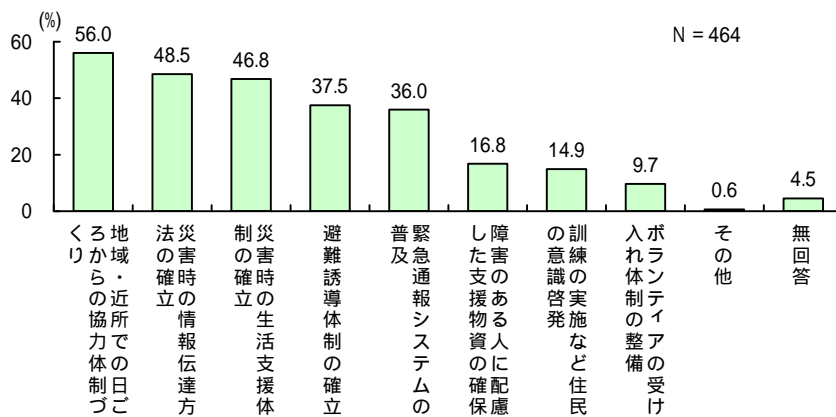


緊急時の対応で最も重要となってくるのが、日常時におけるコミュニケーションです。地震に限らず、自然災害は突然発生します。地域におけるコミュニケーション不足が問題視される中、障害のある人、高齢者、子どもなど近隣の世帯の状況を把握し、日ごろからの付き合いを深めることが重要になっています。

また、このような付き合いの深い日常は、様々な犯罪から地域を守るためにも必要不可欠な要素といえます。

一般市民アンケートでも、災害時要援護者に対する必要な取り組みの1位が「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」となっているように、地域が一体となって犯罪や災害から住民を守る体制づくりが求められます。【図 3 - 5】

【 図 3 - 5 災害弱者に対して必要な取り組み 】



【施策の方向】

○平常時におけるサポート体制の強化

- (1) 地震、火災等の緊急時に備え、障害のある人もない人も総合防災訓練や地域での防災訓練への積極的な参加を呼びかけることにより、防災意識の向上を啓発し、自主的な救出・救護等の活動の充実を図ります。
- (2) 地域の障害のある人等を把握することと、近隣援助グループの組織化を目的とした地域弱者支援体制を充実し、災害時における障害のある人の安全確保に努めます。
- (3) 地域住民や障害者団体と連携して、個人情報の取り扱いに細心の注意を払いながら、地域内の障害のある人の台帳整備に努めます。
- (4) 障害のある人や高齢者等が、災害時に迅速な避難、救助活動を行うことができるよう、災害時要援護者避難支援マニュアルを策定します。

○災害発生時のサポート体制の強化

- (1) 災害時における市の体制及び消防署・警察署等の防災関係機関との連携を強化し、障害のある人の安全確保対策の推進を図ります。
- (2) 障害のある人の生活用品について、現在の備蓄状況を把握するとともに、管理充実に努めます。
- (3) 障害のある人を含む災害時要援護者に対して、医療機関への2次的避難の措置について検討します。

